

「困ったなあ」

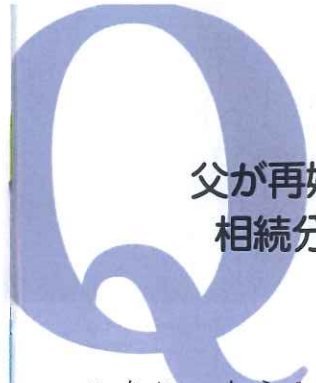
「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

父が再婚すると言い出して…。 相続分が減るのが不安です。



父の再婚問題で大変です。父は82歳。母が25年前に亡くなり、その後女性関係は結構派手でしたが、再婚などと言いつつは結局、子供3人安心していません。父は自分で事業を興して財を成し、不動産や預貯金、株など多額の資産を持っています。5年前にいわゆる高級老人ホームに入所して一時金5000万円の上、毎月100万円近く支払っているようですが、幸い20年入所しても大丈夫なほど預金があります。ところがあろうことか、ここに一昨年入所してきた同い年の女性と恋に落ち、結婚すると言い出しました。その方は医者

未亡人で、やはり子供が3人いるそうです。施設を訪ねた際にお会いしたところ、非常に上品で、きれいでおしゃれで、本当にすてきな方でした。これでは父が好きになるのも無理はなく、相手の方も父を好きなようでした。恋愛は自由だし止められないので構わないのですが、結婚となると話は別です。

ど3人にきれいに分けていました。しかし再婚すれば妻の相続分が半分なので、子供らは6分の1ずつになります。その女性が亡くなればその財産は見も知らないその子供3人にくわけです。知り合いの司法書士に相談をしたら、その女性と養子縁組を結ぶべきだと言うのです。それは本当に大変なことだし、どう思われますか？

相続はお父さまの意思次第です。 二人の幸せを応援してあげては。



養子縁組ですか！
高齢者の結婚は財産の問題があつて子供らが反対することはよくありますが、一気に話が飛びますね。養子縁組と簡単に言いますが、相手女性の縁組意思が要るし、その子供らも同様に、お父さまと養子縁組してくれないでことになったらどうしますか？ そもそも親子関係には権利だけではなく扶養の義務もついでくるし、相続のためだけの親子関係創設は、争われれば無効になるかもしれません。

お話を整理しますね。もしお父さまがその女性と再婚したとしましょう。そしてご相談は、お父さまの方が先に亡くなった場合の問題です。ね（仮に妻の方が先に亡くなればお父さまが相続人になるので、ご相談者には何の不利もありません）。その場合、お父さまが遺言書を作っていない場合は法定相続分で分けることになるので、相続人4人の協議次第では妻が半分、皆さん半分ということはありません。しかし遺言はすでに作り、子

供ら3人で分けることになっていきます。もちろん妻は遺留分の請求はできますが、高齢だし自身がお金持ちなので、金目当ての再婚はしないだろうし、そんな面倒なことをしませうかね。もちろんしなくてもいい切れないけれど、妻の遺留分は4分の1です（相続の事前放棄はできませんが、遺留分の事前放棄はできません）。

を考えてほしいのは、父親の財産は本来全て父親のものだという事です。遺言を作ったといえそれに縛られることは一切なく、遺言は何度でも書き換えられるし、不動産を売ろうが株を売ろうが自由です。全てをどこかに寄付しても構わない。公正証書遺言も自筆遺言も効力は同じなので、再婚したその女性に全財産を相続させると書けば、あるいは籍を入れなくてもその女性に全て遺贈すると書けば、それが有効です。その場合は皆さんがその女性相手に遺留分4分の1（個別には各12分の1）を請求することになります。人生最後にそれほど好きな異性と巡り会えたのは幸福なことであれば、応援してあげてもよいのではと思ったりします。

